

袴田事件 再審開始決定 !!

何が裁判所を動かしたのか

第68回岡山東・西支部事件学習会にご参加ください

4月5日（土）14時から

岡山県民主会館（北区下伊福西町）

DVD 「烙印」元プロボクサーの再審請求（52分）



静岡地裁 3月27日 画期的な再審開始の決定

袴田事件とは

1966年静岡県清水市で味噌製造会社の専務一家4人が、殺害され、自宅を放火され、従業員で元プロボクサーの袴田蔵さんが、逮捕され、死刑が確定していた事件です。

犯行着衣とされた白半袖シャツの血痕のDNA鑑定が行われ、検察側、弁護側の鑑定人のいずれもが「袴田さんのDNA型と一致しない」結果を出していました。

「再審開始」と「刑の執行停止」にあわせて「拘置の取り消し」を行い、袴田さんの身柄の釈放を認めました。裁判所の勧告によって実現した証拠開示で、無実を証明する証拠は600点にも及び、検察によって46年間も隠されていました。

事件と公判は異例の経過をたどりました。

起訴から1年後の公判中、現場近くのみそ工場のタンクのから、血染めの白半袖シャツやズボンが見つかり、検察側は犯行時の着衣をパジャマから変更しました。1審の静岡地裁は、「捜査官は極めて長時間にわたり取調べ、自白を得ることにキュウキュウとした」として、自白偏重の捜査を批判し、45通の自白調書のうち、44通を違法な取り調べによるとして認めませんでした。

一審で死刑判決を書いた熊本典道・元裁判官は、2007年、「捜査段階の自白に疑問を抱き、無罪を主張したが、裁判官3人の合議で死刑が決まった」と評議の経緯を告白し、再審開始を求めています。